

茨木市部活動指導者派遣事業実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、部活動において専門的な技術指導力を備えた適切な部活動指導者（以下「指導者」という。）を必要とする茨木市立中学校（以下「学校」という。）に対し、茨木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指導者を派遣することにより、学校における部活動の充実を図ることを目的とする。

（対象学校）

第2 指導者の派遣の対象となる学校（第3において「対象学校」という。）は、当該学校の校長が当該学校の部活動において専門的な技術指導力を備えた適切な指導者が必要であると認める学校とする。

（派遣校の選定）

第3 指導者を派遣する学校は、指導者の派遣を希望する対象学校のうちから、教育委員会が選定する。

（指導者）

第4 指導者は、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 当該部活動の実技指導において高い技術及び指導力を有すること。
- (2) 国立又は公立諸学校の教職員でないこと。ただし、勤務する自治体から兼職兼業が認められている者は除く
- (3) 当該学校の部活動の運営方針を理解していること。
- (4) 茨木市部活動の在り方に関する方針のガイドラインを遵守していること。

（指導日）

第5 指導者が部活動を指導する日は、校長が指導者と協議の上、決定するものとする。

（指導回数等）

- 第6 指導者が1年度に指導できる回数は、1の部活動につき270回を限度とする。
- 2 指導者が1日に指導できる回数は、1の部活動につき4回を限度とする。
 - 3 指導者が指導を行う時間は、1回につき1時間とする。

（派遣期間）

第7 教育委員会が指導者を派遣する期間は、当該年度の5月1日から翌年3月31日までとする。

（部活動顧問の参加）

第8 部活動の顧問は、指導者の指導中は、原則として部活動に参加するものとする。

(服務)

第9 指導者は、活動にあたって、法令等及びこの要綱に定めるもののほか、教育長及び校長の指示に従わなければならない。

2 指導者は、教育長及び校長の許可があつた場合を除き、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。指導者を退いた後も同様とする。

(解任)

第10 教育委員会は、指導者が次のいずれかに該当する場合は、解任することができる。

(1) 心身の故障によりその職務に耐えないとき。

(2) 職務の遂行に必要な適格性を欠くとき

(3) 第7条の規定に違反したとき。

(4) 予算の減少その他教育委員会の都合により、教育委員会または学校の都合により、任用を継続することが困難となったとき。

(実績報告)

第11 指導者は校長に活動報告書(様式第3号)を作成のうえ提出し、校長は派遣を受けた月の最終日に市教育委員会に提出しなければならない。

(謝礼金)

第12 指導者に対する謝礼金は、教育委員会が負担する。

2 謝礼金の額は、1回の指導につき1,250円とする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、指導者の派遣について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

この要綱の実施の際は、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。